

滋賀文教短期大学 履修規程

(目的)

第1条 滋賀文教短期大学学則第5章及び第6章を施行するために履修規程を設ける。

(適用)

第2条 履修規程は、原則として入学時のものを適用する。

(卒業の要件)

第3条 学生は、2年以上在学し、その間学科ごとに定める教育課程に従って授業科目を履修し、国文学科にあつては教養科目13単位以上、専門科目50単位以上合計63単位以上を、子ども学科にあつては教養科目13単位以上、専門科目50単位以上合計63単位以上を修得しなければならない。

(履修登録)

第4条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、あらかじめ指定された期日に、授業科目履修届により単位登録をしなければならない。ただし、一旦登録した授業科目は、登録変更期間後は原則として変更を認めない。

(履修登録の無効)

第5条 履修登録していない授業科目の単位は、認定することはできない。

(履修登録後の登録変更)

第6条 履修登録をした後、別に定める期間内に授業科目の追加登録、登録した授業科目の取り消しをすることができる。

2 登録した授業科目を履修し、なお卒業に必要な単位数に達しないと判明した場合、必要と認められる授業科目を追加登録することができる。

(年間履修単位)

第7条 1年間に登録できる単位数の上限は、別表第1のとおりとする。

2 願い出により履修を中止した科目は、各学科の定める登録できる単位数の上限に含む。

(受講)

第8条 学生は、受講に際して出席簿に出席・欠席・遅刻及び早退の記入を受けなければならない。

(出席時数)

第9条 授業科目の出席時数が、授業時間の3分の2未満の者については、原則単位認定は行わない。ただし、資格取得要件等において、別に出席時数に定めがある場合は、単位認定に必要な出席時数を別に定める。

2 公欠及び忌引きの期間は出席時数に含める。

(公欠・忌引)

第10条 公欠又は忌引とは、次の各号のうち本学が認めた期間について適用する。

(1) 父母、配偶者又は子、祖父母、兄弟、姉妹、おじ、おばの死亡による忌引きの期間

- (2) 学校保健法施行規則第19条に規定する伝染病による出席停止の期日
- (3) 団体等の学外活動の期間
- (4) その他本学が相当すると認めた期日

(試験)

第11条 学生は、単位登録を行った授業科目を規定の時数受講し、かつ、原則定期試験（レポート、作品、実技を含む）等を受けなければならない。

(定期試験)

第12条 定期試験は、春学期及び秋学期末に行う。

- 2 定期試験は、春学期開講科目については春学期試験において、秋学期開講科目については秋学期試験において実施する。
- 3 次の各号の一つに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
 - (1) 履修登録をしていない場合
 - (2) 授業料等納付金を指定期間内に納入していない場合
 - (3) 受験中に不正な行為又は不当な行為をした場合
- 4 試験開始から30分経過するまで退出することは認めない。また、試験開始後15分以上遅刻した者は受験を認めない。
- 5 不正行為者に対しては、当該試験科目の評価を零点とする。
- 6 学生は、受験に際して「受験注意事項」を厳守しなければならない。

(追試験)

第13条 定期試験が次の各号のいずれかに該当する事由により受験できなかった者は、本人の願い出により追試験を受けることができる。ただし、指定された日時、内容により1度のみ受験が認められる。

- (1) 不慮の事故や火災・風水害・その他の災害を受け、受験不可能な場合（事故証明書や被災証明書等添付）
- (2) 公共交通機関の不通、または延着の場合（当該機関発行の証明書添付）
- (3) 本人の病気により受験不可能になった場合（医師の診断書または大学が指定する書類を添付）
- (4) 親族（配偶者及び三親等以内）の死亡による忌引きの場合（会葬礼状等を添付）
- (5) 単位互換科目の授業・試験と本学試験日程が重なった場合
- (6) 教育実習、保育実習、施設実習、介護等体験の場合
- (7) 裁判員制度により呼び出しがあった場合（呼出状等添付）
- (8) 学長が認めた場合（大学が指定する書類等添付）
- (9) 特別の事情により、事前に事由書を添えて学務課に届け出て許可を受けた場合
- 2 追試験の評価は、100%とする。ただし、前（9）号の事由の場合の評価は、80%を上限とする。
- 3 最終評価はS評価を上限とする。

(再試験)

第14条 定期試験終了時点で最終評価が不合格の者は、本学の指示する授業科目についてのみ再試験を受けることができる。

- 2 再試験の評価は、60%を上限とする。
- 3 再試験対象者の最終評価は、C評価を上限とする。
- 4 再試験の許可を得た者は、再試験料を納付しなければならない。

- 5 一旦納めた再試験料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 6 再試験を欠席した場合は、評価は不合格とする。

(成績評価と単位認定)

第15条 成績評価は、100点を満点として評点化した後、次表のとおり、認定・評価する。合格点は60点以上とし、評価はC評価以上を合格として単位を認定する。

区分	評価	成績評価基準	GPA	評価内容
合格	S(秀)	100～90点	4.0	到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている
	A(優)	89～80点	3.0	到達目標を十分に達成している
	B(良)	79～70点	2.0	到達目標を達成している
	C(可)	69～60点	1.0	到達目標を最低限度達成している
不合格	D(不可)	59点以下	0.0	到達目標を達成していないので再履修が必要である
認定	E(認定)	-	-	本学以外で修得した科目を単位として認めたもの

(GPA)

第16条 GPAの算出方法は、次のとおりとする。

$$(4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}) \div \text{総履修登録単位数 (不可の単位数も含む。)}$$

2 GPAの対象とならない授業科目は、次のものとする。

- (1) 履修登録取消の手続きをした科目。
- (2) 本学以外で修得した科目を単位として認めたもの。

3 学修の質保証のため、GPAの値をもとに次のとおり警告、退学勧告を行うものとする。

- (1) GPAが下位4分の1または2.0未満に属する者は、警告を行い、担任による指導を行う。
- (2) 2学期連続してGPAが1.0未満の者は、退学勧告を行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学則第33条の2に定める入学前の既修得単位の認定は、転学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を上限として、原則として教養科目に認定する。

2 認定の時期は、本学に入学した年度当初のみ行うものとする。

3 認定を希望する者は、所定の申請書類及び成績証明書を指定期限内に学務課に提出しなければならない。

(復籍者の履修と既修得単位の認定)

第18条 復籍する者の履修については、復籍した年次の学生と同じ学則及び履修規程によるものとする。

2 退学または除籍前に本学で修得した単位については、原則として修得した単位に基づいて単位認定する。

(子ども学科実習科目の履修)

第19条 子ども学科実習科目は、別に定める履修要件を満たしていない場合は、履修することができない。

(授業の規模)

第20条 同時に授業を行う学生数は40人を標準とし、これを超えた場合は2分割する。なお、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件により分割を要しない場合は、この限りではない。

(改廃)

第21条 学長は教授会に意見を求め、意見を参考にこの規程の改廃を行わなければならない。

附 則 略

別表第1 各学科履修単位上限

	国文学科	子ども学科
1年次	50単位以内	65単位以内
2年次	50単位以内	65単位以内

※1 国文学科における上記制限単位数には、卒業単位に算入しない資格科目は含まない。

※2 子ども学科における上記制限単位数には、免許・資格単位を含む。ただし、認定絵本士の資格に関する科目は含まない。